



小川駐在所だより

～令和8年9月号～

那珂川警察署 : 0287-92-0110
小川駐在所 : 0287-96-2064

「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について

1 期間

令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

2 運動の重点

(1) 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- 歩行者も交通ルールを守り、歩きスマホはやめましょう。
- 夜間等は、反射材用品やライトなどを活用しましょう。
- 9月1日から、生活道路においては法定速度が、
30キロメートル毎時になります。



(2) 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 運転中にスマートフォンの使用はやめましょう。
- 飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない社会にしましょう。
※法律の改正により、酒酔い運転の数値基準が新たに設けられ、厳正に処罰されることになりました。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートについては使用方法に沿って正しく使用しましょう。

(3) 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。
「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。
- 全国では、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。
自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう（努力義務）。



～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



安全運転!